

地籍調査実施のお知らせ



地籍調査とは？

土地の境界を確認し、法務局の公図等を更新する調査です。現地を確認して、測量した結果を法務局に登録します。

※地籍調査は、筆界を確認する調査です。

筆界とは、法律(不動産登記法)に基づく公的な境界です。

令和6年度は、下記の対象地区で地籍調査を行います。

●現地調査の立会(土地の境界を現地で確認)

【対象地区】 橘町江ノ浦・中浦・西浦山

【作業期間】 8月～令和7年2月(予定)

10月頃から、橘町江ノ浦・中浦・西浦山において一筆地調査【現地調査】を実施します。

一筆地調査とは、一筆ごとの土地について、境界をはさんだ土地所有者の方々に、双方の合意の上で土地の境界を確認していただきます。具体的には、土地所有者など関係者の方々に現地に来ていただき、登記所にある公図等を基に作成した資料を参考に、自分の土地の範囲を確認していただくこととなります。また、土地の所有者、地番、地目(土地利用の現況)等も合わせて調査し、境界杭を設置します。

橘町江ノ浦・中浦・西浦山に隣接する地区(橘町久保・西浜・荒神ノ上・西浦、内原町いや谷・宮谷・竹ノ内口、津乃峰町中分の各一部)の土地所有者の方も対象となります。

通常地籍調査は、字単位で概ね3年間で登記まで完了するよう実施します。

●令和5年度の地籍調査成果の閲覧(測量結果等を確認)

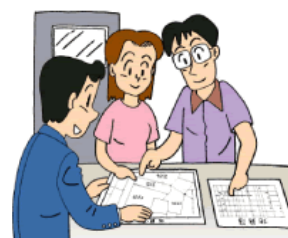
【対象地区】 橘町幸田

【閲覧期間】 8月中旬～9月上旬(予定)

【閲覧場所】 橘町総合センター

万が一、調査の結果に誤り等があった場合には、申し出てください。

ここで確認された地籍調査の結果が、最終的な成果となります。



地籍調査の円滑な実施には、土地所有者の皆さまのご協力が不可欠です。

対象となる土地所有者(相続人)の方には郵送にて案内しますので、ご理解、ご協力をお願いします。

なお、測量や登記に関する経費は国、県、市で負担することとなっており、土地所有者の皆さまに**個別負担を求めません。**